

公共調達監視委員会活動状況報告書

部局名 長崎労働局

- 1 開催日 令和2年1月29日(水)
- 2 監視委員数 委員長 堀江 憲二 弁護士
委員 東 直美 公認会計士・税理士
委員 福澤 勝彦 大学教授
- 3 審査対象期間 令和元年7月1日～令和元年12月31日
- 4 審査契約件数
- (1) 公共工事
- ①競争入札によるもの
- | | | |
|---------------------|------------|------------|
| ・審査対象件数 | <u>1 件</u> | |
| ・審議件数 | <u>1 件</u> | |
| うち、低入札価格調査の対象となったもの | | <u>0 件</u> |
- ②随意契約によるもの
- | | | |
|---------|------------|--|
| ・審査対象件数 | <u>1 件</u> | |
| ・審議件数 | <u>1 件</u> | |
- (2) 物品・役務等
- ①競争入札によるもの
- | | | |
|----------------------------------|-------------|------------|
| ・審査対象件数 | <u>10 件</u> | |
| ・審議件数 | <u>10 件</u> | |
| うち、契約金額が500万円以上の案件 | | <u>2 件</u> |
| うち、参加者が一者しかいないもの | | <u>1 件</u> |
| うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの | | <u>0 件</u> |
| うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの | | <u>0 件</u> |
- ②随意契約によるもの
- | | | |
|-----------------------------------|------------|------------|
| ・審査対象件数 | <u>8 件</u> | |
| ・審議件数 | <u>8 件</u> | |
| うち、新規案件で競争性のない随時契約で調達しているもの | | <u>0 件</u> |
| うち、企画競争又は公募したが、参加者(応募者)が一者しかいないもの | | <u>1 件</u> |
| うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの | | <u>0 件</u> |
| うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの | | <u>0 件</u> |

5 審査案件の抽出方法

全件を審査対象とした。

6 審査結果

不適切等と判断した件数

0 件

結果内容及び措置状況（具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。）

今回の公共調達監視委員会において不適切等と判断されたものなし。

7 審議の概要

(1) 公共工事の競争入札・随意契約案件

(委員) 競争入札案件に関し、1者だけの応札になっているようだが。

(労働局) 最近の入札不調率が10%を超えており、県内の有資格企業に対し電話による情報提供を実施したが感触は良くなかった。

また、年末の時期の工事であることと工期期間が2ヶ月（11月～12月）に限定されることに加え、業界全体が人手不足であり、電気設備まで請け負える企業が少ないことが応札の少ない理由として考えられる。

(委員) 随意契約案件では、ほとんどの場合値引きはないのでは。

(労働局) 施設管理者により業者を指定している場合は、通常、値引きはないが、値引き交渉を実施した結果、相手側が値引きに応じていただいたものと理解している。

(委員長) 公共工事の競争入札及び随意契約案件については、適正と判断する。

(2) 物品・役務等の競争入札案件

(委員) No.9の複合機等の購入契約に関し、応札者間での入札金額に差がありすぎるように思われるが。

(労働局) 今回、買替えの対象となった機種は富士ゼロックス社製であり、リコー社製の代理店も仕様書も満たす機種で応札している。

過去の例から考えると、契約後の複合機の保守契約、ファクシミリのトナー等の購入を見込んで、今回の金額を提示したものとする。

(委員) 保守契約についてはどのように契約しているのか。

(労働局) 保守契約は年度毎の契約となっており、年度当初に1年間の契約を行っている。

今年度は前回7月の監査委員会で、ご審議いただいている。

(委員) 予定価格は、公告の段階では提示していないのか。

(労働局) 提示していない。また、入札結果は予定価格を含め公表している。

(委員) 5年間の保守契約を含めた代理店とのリース契約はできないのか。

(労働局) 過去に本省の指示により、複写機等については購入に切り替えている。また、最近では、他局でリース契約しているとの話も聞いたことはあるが、具体的な指示は示されていない。

なお、複合機の保守契約において1枚当たりのコピー単価はカタログに掲載されている単価よりは、安く契約している。

(委員) 値引き率は問題ないのかもしれないが、5年間のトータルで契約すべきと思われる。

(委員) 長崎局の判断で、契約を見直すのは困難では。

ただ、制度(ルール)自体は、今後考えるべきと思われる。

(委員) No.4のドライブレコーダーについて、公用車購入時に付属品とはなっていないなかったのか。また、車種等が違っても追加設置は可能なのか。

(労働局) 前々年度以前に購入した公用車には、整備されていなかったが、年度の購入分から全車種に整備している。

また、設置整備に関しては、車種等の違いは問題ないように仕様書を作成し、入札している。

(委員長) 物品・役務等の競争入札案件については、適正と判断する。

(3) 物品・役務等の随意契約案件

(委員) 見積書を徴取する場合の業者の選定はどのように行っているのか。

(労働局) 過去の契約状況、企業からの情報提供等をふまえ、担当者が選定している。

(委員) 見積金額の一番安いところが落札することになるのか。

(労働局) 随意契約の場合、見積金額が最も安価なところと契約している。

(委員長) 物品・役務等の随意契約案件については、適正と判断する。